

独立行政法人国立環境研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成15年度年間報酬等の総額			
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円
理事長	18,253	11,976	5,055	1,198 (特別調整手当) 24 (通勤手当)
理事 (2人)	33,465	21,898	9,203	2,161 (特別調整手当) 203 (通勤手当)
理事 (非常勤) (1人)				()
監事 (1人)				()
監事 (非常勤) (2人)	1,987	1,976	0	11 (通勤手当)

6月30日付 退任1名
7月1日付 就任1名

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域における給与水準の調整及び人材の確保や研究活動の活性化を図ることを目的として支給される手当である。

注2:理事2人のうち、1人は7月1日で交代している。

役員の退職手当の支給状況(平成15年度中の退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間		摘要
		年	月	
理事長				該当者なし
理事A	8,302	2	3	独立行政法人国立環境研究所 役員退職手当支給規程に基づき 支給した。
理事 (非常勤)				該当者なし
監事				該当者なし
監事 (非常勤)				該当者なし

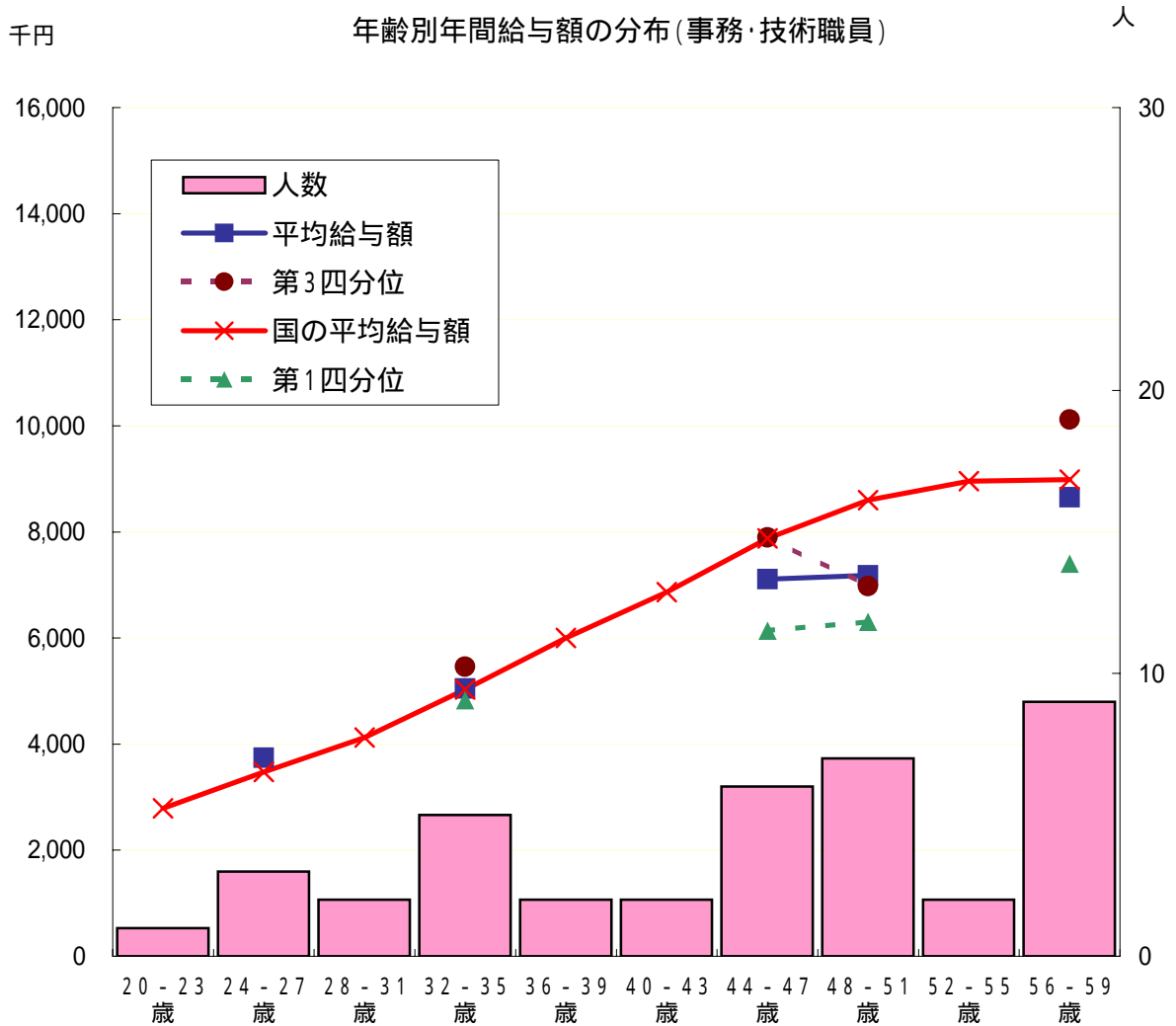
職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成15年度の年間給与額(平均)		
			総額	うち 所定内	うち 賞与
常勤職員	人 202	歳 45.6	千円 9,128	千円 6,738	千円 2,390
事務・技術	人 39	歳 44.4	千円 6,713	千円 4,943	千円 1,770
研究職種	人 163	歳 45.9	千円 9,706	千円 7,167	千円 2,539
在外職員	人 0	歳	千円	千円	千円
任期付職員	人 24	歳 40.8	千円 7,700	千円 5,977	千円 1,723
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円
研究職種	人 24	歳 40.8	千円 7,443	千円 5,720	千円 1,723
再任用職員	人 0	歳	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円
非常勤職員	人 138	歳 36.1	千円 3,940	千円 3,083	千円 857
事務・技術	人 71	歳 37.5	千円 2,932	千円 2,213	千円 719
研究職種	人 66	歳 34.7	千円 5,040	千円 4,033	千円 1,007
その他	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -

非常勤職員の「その他」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載を省略した

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



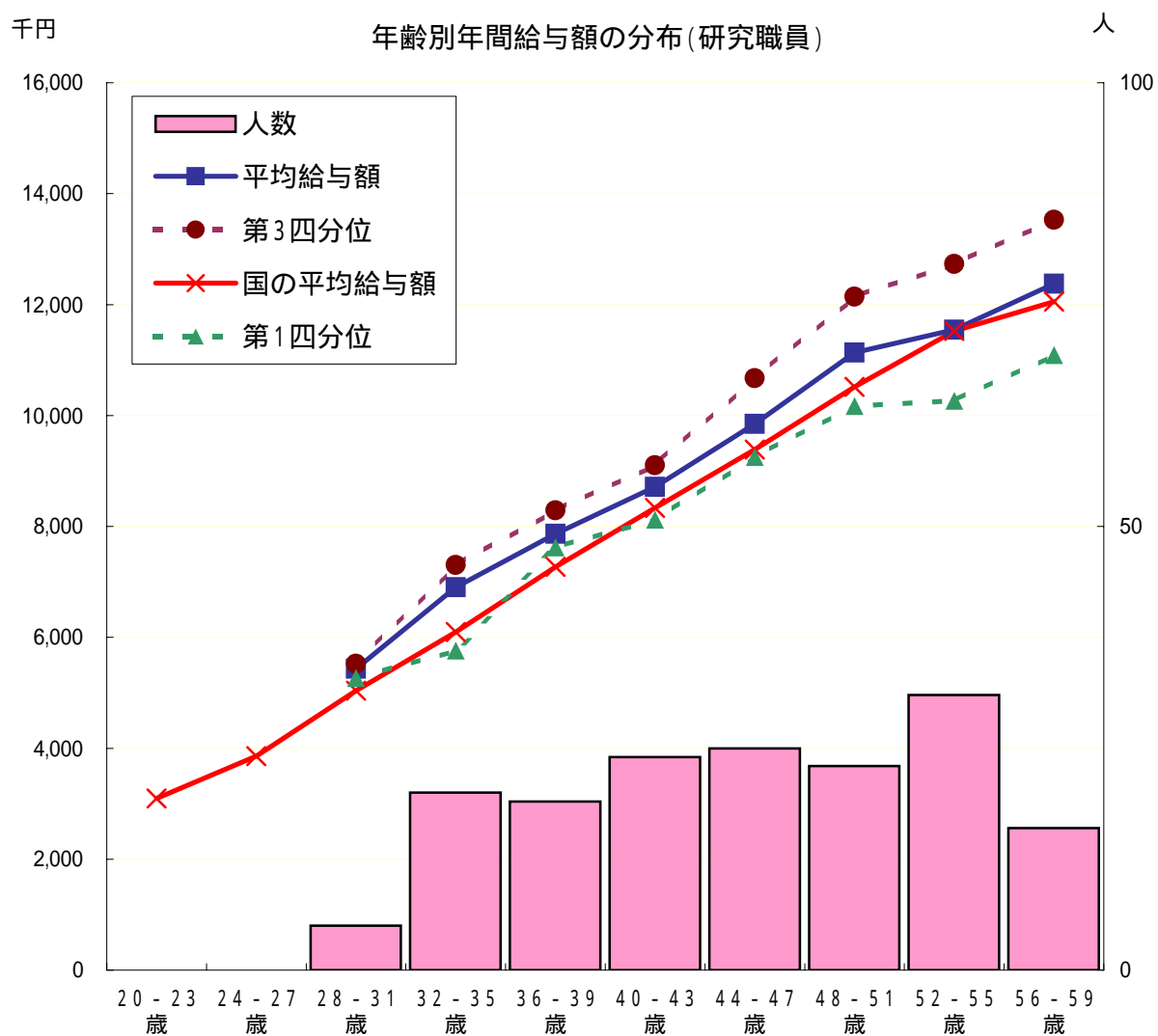
:20～23歳、28～31歳、36～39歳、40～43歳、52～55歳の職員については、該当者が2名以下の
ため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額の記載は省略した。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	1	56.5	-	-	-	-	-
課長	5	55.7	9,541	10,144	11,027		
課長補佐	10	48.7	7,232	7,605	7,895		
係長	16	44.4	5,389	5,952	6,304		
係員	7	28.5	3,445	3,931	4,453		

事務・技術職員の部長については、該当者が1人のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれのあることから、平均年間給与の記載は省略した。

年間給与の分布状況(研究職員)



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
領域長等	14	53.9	12,198	12,868	13,782
上席研究官等	6	53.2	12,516	12,938	13,201
主席研究官・主任研究員	135	45.5	8,050	9,470	10,866
研究員	8	33.4	5,342	5,741	5,615

本法人では、部長の代わりに領域長等、課長の代わりに上席研究官等、主任研究員には主席研究官を含め、代表的職位として掲げた。

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	課長	課長補佐	係長	係員
人員 (割合)	39人	1人 (2.6%)	7人 (17.9%)	3人 (7.7%)	21人 (53.8%)	7人 (17.9%)
年齢(最高～最低)		-歳	58～38歳	48～43歳	58～32歳	32～21歳
所定内給与年額(最高～最低)		-千円	8,862～5,486千円	6,031～4,955千円	5,707～3,348千円	3,676～2,122千円
年間給与額(最高～最低)		-千円	11,480～7,378千円	8,212～6,981千円	7,895～4,591千円	4,826～2,847千円

事務・技術職員の部長については該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、所定内給与年額及び年間給与額の記載を省略した。

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		領域長等	上席研究官等	主席研究官・主任研究員	研究員	研究補助員
人員 (割合)	163人	68人 (41.7%)	48人 (29.4%)	39人 (23.9%)	8人 (4.9%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		59～43歳	58～37歳	49～31歳	38～31歳	
所定内給与年額(最高～最低)		10,290～6,605千円	7,813～5,749千円	6,524～3,782千円	5,246～3,895千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		14,560～8,982千円	10,482～7,733千円	8,765～5,267千円	6,855～5,251千円	～千円

賞与(15年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.4	% 56.5	% 58.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.6	% 43.5	% 41.4
	(最高～最低)	(39.6～39.6)	(43.5～43.5)	(41.4～41.4)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 68.5	% 66.5	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 31.5	% 33.5	% 32.4
	(最高～最低)	(36.2～28.8)	(34.6～31.7)	(35.3～30.2)

賞与(15年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 61.4	% 62
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.6	% 38.6	% 38
	(最高～最低)	(45.2～30.2)	(43.9～33.0)	(44.4～31.6)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 68	% 66.7	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 32	% 33.3	% 32.6
	(最高～最低)	(36.2～27.0)	(34.4～32.3)	(35.3～30.0)

職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員。ただし、在外勤務職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)

対国家公務員(行政職(一))

94.0

対全法人

85.7

職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標(研究職員。ただし、在外勤務職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)

対国家公務員(研究職)

104.6

対全法人

94.5

総人件費について

区分	当年度	前年度	比較増減	中期目標期間開始時からの増減
給与、報酬等支給総額(A)	千円 2,515,855	千円 2,447,580	千円 (%) 68,275 (103)	千円 (%) 63,394 (103)
人件費 ((A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 2,753,254	千円 2,675,127	千円 (%) 78,127 (103)	千円 (%) 84,493 (103)
最広義人件費	千円 4,033,347	千円 3,759,308	千円 (%) 274,039 (107)	千円 (%) 551,992 (115)

報酬・給与の考え方、改定について

1 役員報酬

平成15年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

独立行政法人通則法の規定により、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、業務の実績及び中期計画における人件費の見積りを役員報酬規程において反映させることとしている。

役員報酬水準の改定内容

理事長	平成15年11月改正の一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、平均1.1%引き下げを行った。
理事	同上
理事(非常勤)	
監事	
監事(非常勤)	

2 職員給与

人件費管理の基本方針

独立行政法人国立環境研究所の中期目標を達成するための中期計画に定められた人件費見積りの範囲内において支出する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法の規程により、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画における人件費の見積りを考慮した。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

独立行政法人通則法の規定をふまえ、職員給与規程において基本給及び諸手当に反映させることとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
業績手当	職務業績評価の結果に応じた成績率を考慮して支給する。
特別昇給	職員の勤務成績が特に優秀である場合に、現に受けている号俸より12号俸上位の号俸を上限として昇給させる。

ウ 平成15年度における給与制度の主な改正点

平成15年11月に改正された一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、平均1.1%引き下げを行った。

法人が必要と認める事項

特になし。